

## 平成 22 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

### 1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

21 番 本 藤 敏 夫

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之  
庶 務 係 長 佐々木 孝 人

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	渡 辺 徹	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
教 育 委 員 長	大久保 敬 一	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	佐々木 義 明	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	中 津 博 行	会 計 管 理 者	大 場 久
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	財 政 課 長	佐 藤 家 一
すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
商 工 課 長	森 孝 良	都 市 整 備 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均	学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和
社 会 教 育 課 長	佐 藤 知 公		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成22年3月5日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は、22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日の日程で予定されております本藤敏夫議員の一般質問は、欠席届が提出されておりますので、行わないこととなります。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、16番竹内賢議員の一般質問を許します。16番竹内賢議員。

【16番(竹内賢君)登壇】

16番(竹内賢君) おはようございます。私たちの任期もきょうが最後の定例会になります。

今回の一般質問の中でも、私は相変わらず図書館の竹内ということで図書館政策について質問をさせていただきますが、これが最後にならないようにしたいと思います。

最初に、市長と教育委員長と教育長にお尋ねをいたします。この質問については、ちょっとくどいようですが今まで何回か質問した中で解決を図りたいという、そして現在どうなっているか、そういう視点での質問にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

御存じのように、ことしは国民読書年です。最近もいろいろと新聞等でも言われております。なぜ読書かというふうにして言われますし、なぜ図書館かと言われます。この点については、ここにいらっしゃる御歴々の皆さんも十分御承知だと思いますが、そこを踏まえてどうやっばり政策に反映させて、市民が図書館や、あるいは読書に親しむ環境をつくっていくか、そういうことが大切だと思います。

活字文化推進機構理事長の肥田美代子氏は、2009年7月号の図書館雑誌で「一番大きな課題は、本や新聞などの文字文化に親しむことの大切さを広く啓発・普及する点にある。これはどこかに司令塔があって動いていくという性格のものではなく、新聞や読書活動にかかわっている個人・団体・機関がみずから知恵を絞り、アクションプログラムを策定して実践することが望ましい姿

だ。」とっております。「これから息の長い運動が始まります。」ともっております。

私もこれまで 14 年間の議員活動の課題として、図書館サービスの充実と子供たちが育つよりよい環境づくりについて学習し、追い求めてきました。2008 年 6 月につくられた、にかほ市図書館整備計画は、前教育長が 2007 年 6 月議会で「地域全体に格差のない図書館サービス網を築き、すべての市民の学習権を保障していくために明確な図書館政策ビジョンを提示する。」という答弁をしておりました。その結果に基づいて整備計画はそれに基づいたものであり、その内容を私も評価をしました。その中でも特に象潟公民館の図書室の改善は急務とありました。その後、改善計画の宝くじ事業の助成を受けることができなくなり、昨年 9 月議会では「象潟公民館の耐震診断の結果による。」と答弁しております。そこで次の点について伺います。

一つ目、国民読書年について、にかほ市としてどのような行動を起こしていくのか。教育委員会、社会教育委員会、図書館協議会、公民館運営協議会等で検討されたのか。検討されたとすれば特徴的な点について伺います。

二つ目、2007 年と 2008 年に助成を得て、こども読書応援プロジェクト事業が実施されました。2009 年にはそれはなくなりましたが、国民読書年を契機に、そのノウハウを生かして子供たちの読書を応援する息の長い活動をする考え方はないのか伺います。

三つ目、象潟公民館の耐震診断の結果と図書室の拡張と充実策をどのように検討されているのか伺います。

四つ目、各小中学校図書館の基準冊数の現状と充実策について伺います。また、平成 20 年度と平成 21 年度の地方交付税における学校図書購入費の財政基準需要額と、図書資料に充てられた金額と購入冊数について伺います。

五つ目、12 学級以上の学校に配置されている図書教諭が主業務との兼担により多忙化に拍車をかけている状況にはないですか。司書教諭として任務を遂行するため、配置校ではどのように配慮がされているのか伺います。

大きな 2 番目です。にかほ市次世代育成支援行動計画（後期計画）が今パブリックコメントを求められております。きょねんの 3 月定例会の私の質問に対して答弁はありました。子供たちが育つよい環境づくりの視点からパブリックコメントを求める素案について質問をしています。基本視点として、1989 年、国連で採択され、1994 年に日本が批准して発効された児童の権利に関する条約を踏まえ、「子供の幸せを第一に考え、子供の利益を最大限に尊重されるよう配慮します。」と、ある点については一歩、素案の内容が権利をうたってますから前進したと考えます。しかし条約では、子供たちが生きる権利、発達する権利、守られる権利、参加する権利をうたっています。前健康福祉部長は「子供のニーズ把握についても調査作成段階で検討する。」と答弁しております。参加する権利を保障する面からどのような検討がされ素案が作成されてきたのか伺います。

二つ目は、素案の中に資料として提示しています調査に対する回答で、子育て支援に関する要望として「屋内で子供たちが安心して遊べる場所がほしい。」という意見が圧倒的に多いのですが、それにこたえる児童館や図書館に児童室の整備などの具体策が見えません。子供たちが自立して生きていく素地を育てるためには、このような施設が身近な地域社会になくはないものと考え

ます。どのような検討がされたのか伺います。

三つ目です。子供の生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備についてです。今年度から授業料とかそういうものについて大きな政策的な転換がされています。高等学校の授業料の無料化も出てきました。一方でですね、子供の生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備について、先進国の中で日本の子供の相対的貧困層が7人に1人と明らかにされています。前の自民党の時代は明らかにされていませんでしたけれども。経済的な格差が学力の差として、あるいは進学率など、将来の生き方に大きく影響を与えていると統計上に出されています。少なくとも義務教育の9年間は、その差を埋めるために行政としての責任で力を入れていくことが子供たちに生きる力を与えることになるのではないのでしょうか。その意味で、学ぶために必要な教材は行政が用意することだと思います。国も教材費について地方交付税の措置をしています。前に提供された資料では、本市の場合、平成18年度の平成19年度は教材費の地方交付税財政需要額に対する予算計上額は措置率が100%以上となっており、現場からも高い評価を受けております。現場が評価することは、これ大切なことだと思います。そこで平成20年度と平成21年度の基準財政需要額と予算計上額と措置率について伺います。資料がきょう机の上にあります。ありがとうございました。

四つ目は、市内小中学校の学納金についてです。これは前段、3点目と非常に深い関係があります。前教育長は「保護者の負担を軽くするための見直しをする。」と答弁しました。市と学校でどのように見直しがされたのか、結果を一覧表によって説明を求めます。

大きな3点目は、事務執行体制についてです。

最近、市の事務執行のあり方に疑問を感じるがあります。一つ目は、昨年9月定例会の際に取り上げた市営住宅の解体に伴う移転補償費の件。二つ目が、ガス熱量変更事業に伴うガス器具の取りかえの扱いに不公平があった点。市行政に最も大切な柱は、市民が信頼していることだと思います。市民には、だれにでも公平な扱いをすることが求められております。三つ目が、朝日新聞1月30日の「にかほ市長の我がマチのビジョン」という広告です。この内容は、象友会の機関紙の新鳥海266号に寄稿されたものと99%以上同じという内容になっています。そして「終わりに」ということで「象友会のますますのご発展と皆様方の御顕彰と御多幸を祈念申し上げます。」というあいさつまで、この広告に「広告というか「我がマチのビジョン」に載っているんです。それから四つ目は、こういう対外的な情報の発信については、にかほ市の威信と誇りにかけて行うものであり、非常に重要なものと考えます。四つ目は、不良土処理業務委託事業についてです。2回目の委託契約変更の事態は、計画段階からの基本的な資料精査がずさんによることが原因のようです。これらの事態を見ると、事務執行のあり方に緩みが出ているのではと感じられます。事務執行体制のあり方についてどのように考えているのか伺います。

それから最後に市政方針の内容について、計画的なまちづくりについて伺います。

まちづくり交付金事業の金浦地区のまちづくりについて、平成22年度と平成23年度で金浦小学校跡地公園整備としてイベント広場、多目的広場1・2、駐車場、コミュニティー防災センターなどを整備する計画になっております。この計画は、合併協議の中で合併を成立させるための妥協点として金浦地区に文化施設を建設する協定内容から派生したものです。ところが、事業実施が経済

情勢の悪化の影響によって市の財政が文化施設の建設を先延ばしせざるを得ないと判断している現状にあります。金浦地区都市再生整備計画の行程表では、13億5,200万円の工事費となっております。その文化施設の建設を先延ばしする中での多目的広場やイベント広場等の建設が先行するわけで、金浦地区の市民との話し合いをどのように実施されてきたのでしょうか。大金をつぎ込んだ大型事業です。建設工事と平行して、利活用についても市民と検討を重ねて効果を導き出していく手法を取るべきだと考えます。完成後の利活用について、ボランティアグループや地域住民、観光協会、漁業協同組合、商工会などと具体的に話し合いがされてきているのか伺います。

さらに、施工内容ごとの工事経費と完成後の維持管理と経費についてどのように計画されているのか、具体的に伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、初めに、にかほ市次世代育成支援行動計画の後期計画の策定についてでございます。

市政報告でも申し上げましたが、平成22年度から5年間の後期計画は2月1日に素案を公表し、市民へのパブリックコメントを募集しているところでございます。この後期計画の策定に当たりましては、子供の視点、次代の親づくりという視点、あるいはすべての子供と家庭への支援という視点などさまざまな視点に立って、市役所内に設置した検討部会や市民の代表である次世代育成支援対策協議会で協議を重ねてきたところであります。

お尋ねの子供のニーズ把握の検討についてでございますが、ゼロ歳児から小学校3年生までの保護者を対象にしたアンケート調査の実施、あるいは先ほど申し上げました次世代育成支援対策協議会の意見を参考にしながら、子供の視点に立った計画の素案を策定することができたと思っております。今後、次世代育成支援対策の推進に当たりましては、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子供自身であることから、先ほど竹内議員からも御指摘ありましたように、子供の視点に立ち、子供の幸せを第一に考え、また、子供の利益が最大限尊重されるように配慮してまいりたいと思っております。

次に、子供が安心して遊べる居場所づくりについてでございます。

アンケート調査の結果では、「充実してほしい子育て支援の施策」の質問に対しまして「屋内で子供が安心して遊べる場所が欲しい」と答えた保護者は、小学生児童では66%、就学前の児童では60%と高い割合になっております。どちらも充実してほしい施策の第一になっているところでございます。そのようなことで、保護者の多くは子供が安心して遊べる屋内の場所が不足であると感じているようでございます。このため、後期計画における具体的な施策として就学前の児童については、子育て支援センターの事業を充実させながら親子の交流や子供の遊び場の提供を行う子育て拠点づくりを目標にしていきたいと思っております。また、小学校児童が安全に過ごすことができる居場所づくりについては、既存の公共施設などを利用しながら、また、放課後子ども教室や学

童保育クラブ、社会教育事業などを充実して、遊びや学習の場を提供していくことが適切な施策であると検討がなされまして、それぞれ素案には目標値を掲げたところでございます。また、中学生・高校生については、既存の公共施設を利用して交流や活動の拠点となる場の整備を検討することとしております。子供同士の遊びや運動は、社会性や協調性をはぐくみ自立心や仲間意識の形成などにつながることから、子供たちの遊びや活動の場を充実していくことは大切なことであると、このように考えているところでございます。今後、後期計画の目標に沿って、子供たちが安全に過ごすことができる居場所づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、事務執行体制についてでございます。

市民との信頼関係が深まることによって初めて、自治基本条例に規定する市政運営における参画と協働のまちづくりの基本原則が推進されるものと考えております。そのためには、職員がそれぞれの立場において常に市民の立場に立って、そして市民生活の向上と福祉の充実のために公平公正な行政運営を行うといった、基本的な責務と目標をしっかりと持って日ごろの業務に当たることが最も重要であると考えております。そして、それぞれの業務において市民から説明を求められた場合は、それに至った経緯や理由をしっかりと説明し、理解を得るための説明責任を果たすことが大切でございます。そのためには内部での意思統一と情報の共有であり、また、組織における十分な検討とチェック体制に尽きると考えております。

御指摘のそれぞれの事案については、さまざまな経緯があつてのこととはいえ、結果として市民の皆さんに御心配や御迷惑をおかけし行政への信頼を失いかねないような事態があつたことは、行政を負託されたものとして大変申しわけなく思っております。

先ほど申し上げましたように、日ごろ、それぞれの業務において市民への説明責任をしっかりと果たすことと組織内での十分な検討とチェックによる確認をし合い、市民に説明のつかないような事態を引き起こすことがないように、何事にも慎重な対応を行うように指示をしているところであります。今後、御指摘のような事態も含め、市民の信頼を損なうようなことがないように、さらに気を引き締めて行政運営に当たってまいりたいと思っております。

次に、まちづくり交付金事業についてでございます。

配付しております資料のとおり、地域交流センターの削除を初め地蔵町地区や塩焚浜地区の排水改良工事などが完成したことによる事業費の確定、あるいはこれから実施を予定しております旧金浦小学校跡地の整備や防災コミュニティーセンターなどの詳細設計がまとまり正確な金額が固まりつつあることから、総事業費を13億5,200万円に変更をしております。

また、文化施設を先延ばしする中で多目的広場やイベント広場などの建設を先行するが、金浦地区の市民との話し合いについてでございます。

まず確認しておきたいことですが、文化施設、多目的広場、イベント広場などは各事業の個別のメニューでございまして、文化施設の附帯施設でないことをまずは御理解をいただきたいと思えます。文化施設をつくるから多目的広場やイベント広場が必要なのではなく、金浦地区のまちづくりに欠かせない施設であることから、この事業に組み入れたものでございます。このことをひとつ御理解をお願いいたします。

他の質問については、教育長並びに担当部長等がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

教育長（渡辺徹君） おはようございます。竹内議員の御質問にお答えいたします。

第1のにかほ市の図書館政策についてでございます。

その一つ目、国民読書年について市はどのような行動を起こしていくのか、協議会などで検討されたかということですが、国民読書年を契機として絵本を介して子供と保護者が心の触れ合いをつくるきっかけに役立ててもらいたい、さらに小さいときから本に親しんでももらいたい、このことから、にかほ市で産まれたすべての赤ちゃんに絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施したいと考えております。また、文化祭などで市民から読まれなくなった本などを持ち寄ってもらい古本市の開催をしたいなど、図書館協議会に提案し協議しました。委員の皆様から、ぜひ行ってほしいと賛同を得られております。

次に、子供たちの読書を支援する息の長い活動をする考えはないのかということについてでございます。

平成19・20年度に実施した子供読書応援プロジェクト委託事業、これは読書意欲の向上、親子の読書活動の推進に関する調査研究として実施いたしました。平成19年度は読書活動の支援体制の整備を図るため、にかほ市子ども読書支援センターを設置し、市内小中学校の図書館を視察し、指導助言を行いました。平成20年度は小学校保護者を対象にして子供読書の啓蒙活動を行い、秋田より講師を呼んで読み聞かせなどを実施いたしました。2カ年の事業で、子供読書活動の支援体制の整備、啓蒙、普及活動を推進することができたと考えております。今後も読書活動の推進を図るため、支援体制の強化に努め、読み聞かせボランティアの育成充実と啓蒙活動を積極的に進めてまいります。

現在、市内のどの学校でも読書活動を学校教育活動の重点の一つに掲げ、全校読書の時間や読み聞かせ活動に取り組んできておりますが、その成果の一つとして、全国学力学習状況調査において本市の児童生徒は、家や図書館で1日当たりの読書する時間、これが県や国に比べて高くなっており、特に小学校ではその傾向が大きいものとなっております。教育委員会としては、今述べた活動を一層推進するとともに、各校の図書の実質や全小中学校への司書助手の配置など読書指導や図書館環境の一層の充実を引き続き努めていきたいと考えております。

次に、象潟公民館の耐震診断の結果と図書室の拡張と充実策をどのように検討されているのかということですが、平成21年9月定例会でも答弁を行っておりますが、現在、象潟公民館の耐震診断を実施して、その結果を待っている状況であります。その結果や財政事情も考慮しなければなりません。公民館施設の内部改修によって図書室の整備拡充ができないか検討しているところであります。また、象潟地域の図書館整備については、これまでの経緯を御説明しているところでございます。あくまでも中学校区には地域の拠点館として整備していくことを基本にして、象潟地域の公民館図書室の利便性を図っていく方向でこれからも取り組んでいくべきものと考えているところでございます。

次に、学校図書館の基準冊数の現状と充実策及び学校図書購入費の財政基準需要額と図書購入金額と冊数についてお答えいたします。

学校図書購入費の財政基準需要額と図書購入金額と冊数は、別紙のとおりでございます。資料 1、これは学校教材費と図書に関する資料になってございます。資料 2 は、各校の図書冊数等の一覧でございます。

現在、市内のどの学校でも読書活動を重点の一つとして掲げ、全校読書の時間や読み聞かせ活動に取り組んでございます。先ほど申し上げましたように、その成果の一つとして全国学力・学習状況調査において、本市の児童生徒は学校や図書館で 1 日当たりの読書する時間が県や全国に比べても高くなってございます。今後も各校の図書の充実率 — 充足率と申しますか、これが 100% を超えることを目標にするとともに、全小中学校への司書助手の配置などで読書指導や図書館環境の一層の充実を引き続き努めたいと考えております。

次に、司書教諭配置校ではどのような配慮がなされているのかということでございます。

司書教諭は、学校図書館において児童生徒の読書指導の中核となる先生であり、図書館における司書と同様、書籍の購入計画、整理や貸し出しなどの管理業務を行うものでございます。12 学級以上の学校において所属職員の中から資格のある教諭を校長が発令するものであり、市内では 5 校でございます。平沢小、金浦小、象潟小、仁賀保中、象潟中、この 5 校が対象になっております。

この 5 校について学校では配慮している点としては、一つ目は、ほかの主担当を持たせないようにしてやっていきたい。二つ目は、部活動などの担当をしない。あるいは、もしくは持ったとしても副担当とする。三つ目は、学級担任以外の職員の担当とする。学級担任でないものを主体にする。こういうことでございます。ただし、学校事情により必ずしも思うような措置を講じることができないのが現状でもあります。しかしながら、にかほ市では司書助手が配置されていることにより、司書教諭の多忙化は大きく解消されているとの声が届いております。

引き続いて、にかほ市次世代育成支援行動計画についての 3 番と 4 番についての御質問についてお答えいたします。

教材費の平成 20 年・21 年度の基準財政需要額、予算計上額、措置率についてであります。教材費については平成 20 年・21 年度の基準財政需要額、予算計上額、措置率は別紙のとおりでございます。これは先ほどの資料 1 でございます。

次に、学納金について、市と学校ではどのような見直しを行ったか一覧表で説明をということですが、学納金の徴収状況は資料の 3、この 1、2 のとおりですが、内容の詳細は次のようになってございます。

一つ目は、学習ドリル、スキル、ワークなどの教材の購入費。二つ目は、ノートやファイル、のりやはさみなどの文房具。三つ目は、修学旅行や卒業にかかわる積立金。四つ目は、芸術鑑賞費などの行事に関する経費。五つ目は、安全保険などの掛金。六つ目は、PTA 会費や中学校での部活動に関する経費です。集金する内容や金額は各学校が決定し、大体 10 回程度に分割して集金をしております。学校によって集金額が異なる主な理由は、同じ学年であっても必要とする教材が異なっていること。修学旅行や卒業にかかわる積み立てを実施している学校と、していない学校があ



る。PTA会費や部活動費の違いがあることなどであります。

ところで、この学納金については、前年度最終の校長会の際に経費削減に向けて集金内容の見直しを図るように伝えました。各学校では個人で準備できる学習用具などについては一斉購入を避けるなど軽減を図りましたが、最も大きな割合を占める教材費を削減することは難しく、全体の集金額の大きな削減にはならなかった状況でありました。現在、市では修学旅行の補助、小学校1人3,500円、中学校1人4,500円であり、それと日本スポーツ振興センターの掛金の補助、1人485円、これを行っていますが、教材等の購入・選定は各校で行っておりまして金額が異なる場合もあることより、一様な補助等はなかなか難しい状況と考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初の図書館の関係です。今までの答弁とそんなに変わらない。そして現状は耐震診断の結果待ちと。内部ではいろいろ検討が恐らくされていると思うんです。であれば耐震診断についても、3月31日はもう1ヵ月ないわけですが、一定の内容がおわかりにならないのでしょうか。今までも例えば象潟公民館の図書室については、内部でいわゆる移動したり、そういう内容になっているんですが、そうすると図書館整備計画に基づいた計画とは全然異なった形になっていると思うんです。— いわゆる目標とするものと。その関係についてどのように考えているのか。財政もあるということは十分わかるわけですが、それだとすれば、せっかくですね、何年もかけてにかほ市図書館整備計画と、こういう立派なものがつくられても、なかなか理解できないわけですよ。その辺について教育長からと市長からひとつ伺いをしたいと思えます。

それから学納金についてです。学納金について、わからないわけではないんですけれども、例えば修学旅行費の積み立てについて1回でもらう場合とか、積み立てをしている場合とかというふうにしてあるんですけれども、あるようなんですけれども、保護者の負担というのは、これはやっぱり大きいわけですね。いくら義務教育は無償といっても、これは足していった場合にですね、前も申し上げたことがあるんですけれども、ずっと額が違うわけですよ。1年生から6年生まで10万円も違うんですね。同じ人、同じ子供がずっといくわけではないんですけれども、トータル的に言うると多いところと小さいところというのは10万円も違うんですよ。そういうことについて、例えば小学校では、ある小学校では一番少ないところですね、6年間で12万9,160円。ところが一番多いところでしたら22万3,020円と、10万円違うんです。それから、ある小学校と中学校。そういうふうにしてですね、その辺についてどうなんでしょうか。校長会で言ったというんですけれども、例えば道徳副読本についてどうですかと、これについて内容を検討してという話がされているんです。そういうことまで教育委員会として検討されたのでしょうか。それで平成21年度のものになったり、あるいは平成22年度がどのような形で出てくるかわかりませんが、その辺についての配慮が当然必要だと思うんです。

それから、これに関連して就学援助というものがあります。これは1、2、3、4、5、6、7つぐらいあるわけなんですけれども、この就学援助を受ける際に保護者に対してどういういわゆる広報の仕方をされているのか。それもやっぱり当然出てくるわけです。したがってですね、例えば要保護・準

要保護者児童生徒援助費を見ますと、平成 20 年度と平成 21 年度と平成 22 年度の予算措置を見ますと、平成 20 年度が 700 万円、平成 21 年度が 780 万 5,000 円、平成 22 年度が 980 万 5,000 円というふうにしてふえているんですね。これはふえざるを得ないような今の経済社会情勢にに応じていると思われるんですけども、そういうことに対してみんなにやっぱりきちんと広報が行き届いているのかどうか、それも何というか基本的人権を大切にしてくださいね、行き渡っているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

それから次世代の問題についての中で、あれです — 何というか子供たちからは全然聞き取りしてないんですね。日本弁護士会等でも「子供が社会参加して権利行使していくためには大人の理解と援助が不可欠であり、親、教師などのバックアップが必要です。そこに…」 — ずっと中を省きますが、「子供の意見表明権が明記されているのか。」ということです。さっきの市長からの話を聞きますと、子供たちからは全然聞いてないんですよ。こっち側からやってやります、やってやります、やってやりますであって、そこに私はやっぱりこういう計画のですね、当市の計画の問題点があるんじゃないかと思うのです。やっぱり双方でお互いに話し合いを出して意見を言って、子供たちに対してはあんた方はまだということじゃなくて、子供たちはやっぱり十分考えている子供たちがおりますから、そういう子供たちからきちんと意見を聞くと、そういうものがやられないとですね、双方向の理解をされた計画じゃなくて一方的な計画になるんじゃないかと思えますから、その点についてどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

それから市政方針の関係で市長からありました。附帯施設ではないと。それはそれでいいんです。ただ派生してきたのは、いわゆる財源を求めた結果こういうふうにできたということについて私はそう思っているんです。したがってですね、これからつくられた場合にイベント広場、例えば白瀬記念館のところにもイベント広場もあるわけですよ。それから多目的広場 1 と 2。それから駐車場、コミュニティー防災センター。コミュニティー防災センターについては百歳館の近くにあるわけですよ。そこをどう活用して、本当に市民の皆さんがつくってよかったとかそういうふうにしていくためには、やっぱり建設と一緒に平行して地域住民、いろんな形での団体、あるいはボランティア、あるいは NPO 法人、こういう人方ときちんと話し合いを重ねていくことが大切だと思うんですよ。というのは、その後に必ず維持管理というのはかなり出てくるわけですよ。その辺の関連についてももう一度お願いをしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 一つ目は図書室の機能充実でございますけれども、今、教育長がお答えしましたように耐震度調査をしております。ですから、この建設の状況が耐震的にどうなのか、このあたりの把握が当然必要になります。その上で、その上で例えば機能を充実していくために壁をぶち抜かなければならない部分も当然出てこようかと思えます。ですからそういうことを総合的に考えながら、図書室の充実については検討を進めてまいりたいと思っております。

それから次世代育成支援の中での子供の意見徴収ということでございますが、確かにゼロ歳児から例えば中学校 3 年までの意見は取っておりませんが、私はある程度、ゼロ歳児から小学校の 3 年生までの保護者の皆さんの意見というのは、子供たちの考え方を踏まえてのそうしたアンケート調

査ではなかったのかなというふうに思っております。不足については担当の部長からお答えをさせます。

それから、まちづくり交付金事業については、これまでの説明経過、そういうものは担当部長から説明させますけれども、コミュニティーセンターなどについては、あれはコミュニティーセンターといっても防災の備蓄 — いろんな物資の備蓄的な建物でございます。それが主眼です。それからまた、いろいろ有事の際に当然ながら人が集まるようなスペースもありますが、これについてはこれまでいろいろ町内会での話の中で、ある町内会がやってもいいですよというふうな話も進まっておりますので、その点も含めて担当部長にお答えをさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育委員長。

教育委員長（大久保敬一君） ただいまの竹内議員からの質問について、委員長として現在考えていることも含めてお話ししたいと思います。確かに象潟の公民館の図書館というのは行くたびにスペースが狭くて、図書館の機能を発揮してない部分が多いということは御指摘のとおり、私も感じます。何とかしたいなという気持ちもあります。

そこで、ただいま市長の答弁の中で話してはいましたけれども、耐震診断の結果を受けた上でいろんなことを機能が発揮できるようにいろいろ具体的に委員会としても動きを起こして、その上で広くしなければいけない部分があれば広くしていってということ委員会としても市当局にお願いしていきたいと思っていますので、よろしくお話ししたいと思います。

まず、図書館のことだとかいろんなことについてはただいま教育長が答弁なさったように、私たち教育委員会の委員として折に触れて話し合っていることをただいま教育長が集約した形でお話ししてくださいました、答弁してくださいましたので、特につけ加えはないのですが、まずは子供方の環境、生活環境、大人の環境が何となくまだゆとりがなくて、例えば放課後になると部活動に行かなければいけないとかいろんなことで子供たちの気持ちに落ち着きのない部分が多いということ学校に指導した上で、教育長も話してはいましたけれども、学校の日課進行の中に、例えば朝の時間だとかいろんな子供方の気持ちにゆとりのある時間に朝読書の時間とかいろんなものを位置づけて今後も充実させていきたいと思ひますし、それからこれはもうどこに行ってもないことなんです、各校に司書助手を配置していただくということが具体的になってきていますので、その司書助手をうまく活用しながら、そしてその司書助手の皆様の集まる会合、いわゆる4月になったら、教育長に現在お願いしているのが学校の教科研究も含めてそういう司書助手の皆さんの研修だとか意見交換会を持っていただく、その際にはいわゆる図書ボランティアの皆さんだとかいろんな人方にも話し合いに参加していただけるように具体的に宣伝活動を起こしまして、いろんな人方の意見を聞きながら市全体を盛り上げていきたいと思ひますので、よろしくお話しします。その際は議員の皆さんのお力もお借りすることになると思ひますから、よろしくお話しいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 先ほど教材の内容の検討というのがございました。確かに御指摘のとおり非常に差があるんですね、学校によって金額にもですね。確かにそのとおりです。この部分については学校にゆだねているところなんです。というのは、この教材とか、そういうどういふのを使

うか、活用によって学校の独自性とか、あるいは特色ある教育活動がここにはやっぱりあらわれてくる場合があるわけです。したがって、一律に教育委員会でこれやりなさい、これを使いなさいというわけにはなかなかいかないものですから、各学校にゆだねている部分が大変多いということです。

それで、この教材費等については、私はずっと由利本荘市にいたものですから、学校現場ですね、にかほ市は大変手厚く補助していると思います。それ、私感じます。例えばですね、修学旅行の補助は、にかほ市で小学校 3,500 円、中学校 4,500 円なんですが、由利本荘市は来年から、これはなくなります、来年度から。今年度は小学校 1,000 円、中学校 2,500 円。これまでは小学校 2,000 円で中学校 5,000 円だったんですけども、きょねんおとしそうだったのが、ことし落として来年度からゼロにすると。これで由利本荘市はいわゆるこういう補助が一切なくなってしまう。そういう状況を考えれば、私は大変にかほ市では手厚くしているなという感じは持っています。

それですと、補助する場合なんですが、一律の補助という方法もあるんですが、先ほど議員御指摘のように生活保護とか困っている家庭のそういう特定の補助の方法もあるんじゃないかと、そんなふうに考えるところです。

それからもう一つ、就学補助制度の周知ということでした。これ実は後から村上議員とだぶるんですが、今お話しします。

就学補助費の補助制度について保護者への周知ということでした。これについては、大変これは大事なこと、重要なことだと考えております。まず一つは広報で知らせる、これは一般的な方法だと思います。そのほかにですね、学校ごとにおたよりで知らせる。学校通信とかありますので、そういうもので知らせる。あるいは P T A の懇談会等で知らせるようにしている、そういうような学校もあります。さらに小学校の新入学児童説明会の際に知らせる。幼稚園・保育園で連絡してもらおう。それから前年度の対象者には手紙でお知らせする。こんな方法で現在は周知を図っているところです。この点は私大変大事なことだと思いますので、引き続きさらに必要な措置を取っていきなかなきゃならない、そう考えています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは私の方から、まちづくり交付金事業についての金浦地区の市民等との話し合いということについてお答えいたします。

これまで 1 月 22 日を皮切りにというか、金浦町内会長会の皆さんからお集まりいただきまして施設についてのこれまでの経緯、あるいは今後のまちづくり計画等について詳しく説明をしております。以降、金浦地区まちづくり検討会、あるいはにかほ市総合文化センター建設基本構想検討会、また、にかほ市の都市計画審議会にも説明をしております。あと、一般市民を対象とした説明としては、1 月のこれも同じく 17 日の金浦の 7 町内を初めに金浦 6 町内に説明をさせていただいております。また、この後、今月の 14 日、来週ですか、一 になりまして、金浦 1 町内の方に説明を予定しております。また、議員の皆様はさきに配付しました資料と同じものを金浦町内会の会長さん方にも配付してございまして、機会がありましたら町内会の皆さんにもぜひ説明をさせていただくようお願いもしております。また、うちのほうに声をかけていただければ説明に伺うとい

うことも話をしております。

今後も文化施設の建設、あるいはまちづくり交付金事業については市民の説明会、あるいは地区との行政懇談会、あるいは各種懇談会、数多くの機会がありますので、引き続き御理解をいただけるよう十分な説明をしてみたいと思っております。

また、完成後の利活用についてボランティア等の具体的な話をしているのかという質問なんですけども…。

議長（竹内睦夫君） 建設部長、簡潔に答えてください。時間が迫っております。

建設部長（佐々木秀明君） 地元の町内会、同じように湾頭まつりなんか開かれることで、主催者サイドの観光協会のほうで活用しやすいようにということで設計段階から協議を進めたり、この後、いろいろと地元として管理等の関わりもある町内会とも相談をしております。

また、当然その後の維持管理という質問なんですけども、これも一応工事費については配付しているとおりになんですけども、完成後の維持管理につきましては当然ランニングコストを抑えるように設計しておりますけども、まだ事業の内容がちょっとはつきりしてない部分もありますので、いずれ今後、全体での維持管理コストについても算出したいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（木内利雄君） 子供のニーズの把握の検討、それから参加する権利の保障する面からの検討についてでございますが、直接的な子供の参加を求めて行ってはございませんが、子供の参加する権利は大変重要でありますので、平成元年の国際連合総会で採択されました児童の権利に関する条約を踏まえまして、子供の幸せを第一に考え、子供の利益を最大限に尊重されるように配慮いたしまして、次世代育成支援対策地域協議会において子供のニーズも含めた形で親、教育従事者などさまざまな方々から御検討をいただいたものでございます。子供の視点に立った計画策定ができると、そのために判断したために行わなかったものでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

所用のため、11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） それでは一般質問させていただきます。質問項目は1点でございます。

市の芸術文化政策についてです。

多くの自治体において、地域固有の文化を核にしたまちづくりがこれまでも長年にわたり進められてきております。2001年には文化芸術振興基本法の制定を契機にその動きは大きくなり、現在いろいろな地域において文化振興に関する条例が制定されてきています。これは、この法律同条第35条中に、自治体に地域特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする、と規定されたことによるものと考えられます。しかし、世界的な経済不況や財政悪化を背景に、にかほ市のみならず多くの自治体の文化政策は事業の縮小や廃止などの厳しい局面に立たされています。

言わずもがなですが、芸術や文化は私たちが人間らしく生きるための精神活動の発露でありますし、地域コミュニティのアイデンティティ形成のための要素と言えます。これに加え、現代社会においては社会経済発展のための重要な要素として再認識され、近年では多くの自治体で文化創造都市という考え方に基づいた都市の再開発、いわゆるまちづくりの根幹に位置づけられております。

我が国の芸術文化政策は教育行政の中で展開され、価値の定まった優れた文化を保護し、顕彰し、普及するといった文化財保護行政の基本パターンに支配されてきたと思います。したがって、芸術や文化を地域から創造し発信していくという意識は希薄だったように思われます。

確かに、にかほ市の芸術文化行政について見てみますと、民間における芸術文化活動は精神活動の一つとして盛んであり、また、自然的、歴史的な遺産も数多く存在し、集落単位における民俗芸能も多々見受けられるものの、芸術文化に関する条例については文化財保護条例のみです。

昨年制定された自治基本条例第3条中、基本理念の(3)に「人と文化をはぐくむまちづくり」をうたい、総合発展計画中の基本計画の中にその方向性が明記されております。しかしながら、戦略的な意味での芸術文化政策が見当たらないというのが私の抱いている印象です。当市においても縮小する地方財政の中で、なぜ芸術文化を推進するのか、あるいはどのような姿勢で芸術文化に取り組むのかを明確にしながら、都市戦略としてどのように位置づけていくのか。特に自治基本条例並びに総合発展計画内に記された芸術文化に関する目標がお題目とならないよう、今だからこそ芸術文化政策の理念と具体的な政策を見直していくべきものと考えますし、その上で振興ビジョンや振興計画、基本方針の策定、市としての方向性を確立すべきものと考えますが、当局の考え方をお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

市の芸術文化政策についてでございます。

昨年制定された自治基本条例や総合発展計画の中で、基本的な目標として「人と文化をはぐくむまちづくり」を掲げております。現在、現状と課題を分析しながら年々多様化する生涯学習へのニーズに的確に対応するため、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するなど、いつでもどこでもだれでも学べる生涯学習社会づくりに努めてきたところでございます。現在、芸術文化協会の組織

の中には10のジャンルがありまして、そして95団体が加盟し、日々研さんを積み重ねながら、みずからの芸域の向上を図るため生涯学習などに積極的に取り組んでおられます。そして市で実施している文化祭については、芸術文化協会の会員はもちろんのこと、市民の多くの方々が日々の活動の中で作品を制作し、発表しております。また、九十九島の松を守る会や鳥海山にぶなを植える会など、文化財や自然環境を保全する活動なども市民の手で盛んに行われているところであります。

御質問のなぜ芸術文化を推進するのか、あるいはどのような姿勢で芸術文化に取り組むのかについてでございますが、基本的に芸術文化の意義を考える必要があるものと思います。芸術文化は、御指摘のように人々の心をいやし、あすへの希望や生きる勇気をもたらすものでございまして、また、みずからの人生を生き抜いていくための基礎的な能力を育てるといった特性を持っていると言われております。特に人間の持つ破壊的なエネルギーを創造活動に振り向けることで、激しい感情や衝動を制御するという働きもあるなど、青少年の育成や人間の精神面の安定を保つ上でも大きな効果があるとも言われております。その一方で、社会的に芸術文化は地域の特性や歴史の中で生まれてきたものでございまして、地域の個性を形成する核となるものでございます。したがって、地域コミュニティの一体感や連帯を醸成することに大きく貢献をしているものと考えております。このように人間にとって、あるいは社会にとって大きな意義を持つ芸術文化の推進は、心の時代とも言われております。21世紀で多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く基本的な考え方であるとも思います。

現在、先ほども申し上げましたが、総合発展計画の中には基本的なことを示しておりますが、どのように進めていくかは具体的には示されていないのが現状でございます。また、にかほ市の市民憲章の中に目指すまちづくりについて5項目を定めておりますが、これらの項目を実現していくためにも芸術文化の果たす役割は非常に大きいものと考えております。したがって、御指摘のように条例の制定などを含めて振興ビジョンや振興計画、あるいは基本方針の策定などについて今後検討を進めてまいりたいと思っております。特に少子高齢化社会を迎える中で、それぞれの地域の伝統伝承芸能等いろいろあるわけではありますが、こうした伝承芸能をどうこれから持続的に継続していくか、こうしたこともこれからの大きな課題ではないかなというふうに思いますので、先ほど申し上げましたようにこれからの振興計画等についてその方向性を作成するための検討を進めていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 今の市長の答弁で、まず今後、振興ビジョン等の策定について取り組んでいくという御答弁をいただきましたので、ほぼ終わってしまいましたけれども、ただ一つですね、何がということなんですが、先ほどの当初の一般質問の冒頭の質問の中で話させていただいたとおり、今この芸術文化、文化というものについてですね、これを都市戦略の一つとしてとらえていくということが多くの自治体でなされていると。今までのにかほ市というのは、やはり文化の風香るという旧象潟町時代から言われつつ、そのための具体的な施策というのがなく、どちらかというと先ほども申し上げたように文化財保護ということが旧態依然のまま進んできたというふうに思われてなりません。

改めてここで再質問させていただきますが、ではです、今市長はおっしゃりますけれども、果たしてこの文化的な要素 — 伝統芸能も含めた文化的な要素についてですが、これを例えば他の行政施策、観光行政とか教育行政とかにどのように反映、落とし込めていくのかということ。今までのところ、例えば先ほどの教育長のお話の中でもありましたように、他の一般質問の中ですね。学校教育の中で芸術鑑賞ということは行われておりますが、その意図するところ、心豊かにということとはわかりますけれども、実際それがどのような方向で、どのようなことを意図しているのかというのは具体的なところというのは見えてないと私は思っているんです。例えばスポーツでしたら、子供たちがスポーツに取り組むと。今ちょっと教育関係について言っているんですが、取り組むというと、それなりのステージというのが次々用意されているところがあるんですが、芸術面については、私はそのステージというのが子供たちになかなかないところがあると思うんです。これを今にかほ市でどうするかということはないんですが、ただ一方ですね、そういう部分をやはり今後の文化行政の中に落とし込めていく必要があるんでないかなと。学校教育の中でも、もっと子供たちがどうして文化に取り組むのか、芸術に取り組むのかということを経営的なビジョンの中で彼らが意識できるような環境づくりが私は必要ではないかなと。スポーツだけがもてはやされるというのでは私はないのではないかなというふうに思っています。

市長にちょっとお伺いしたいんですが、今後ですね、この芸術文化というものの例えば先ほど条例化するとか振興ビジョンをつくるかというふうになりますが、考え方として、考え方として、この芸術文化レベルを高めていくための取り組みで今後終始していくのか、あるいは先ほど言いましたように他の行政分野、観光行政とかとリンクさせた都市戦略のものとして取り組もうと考えているのか、そこら辺について市長の見解を最初、冒頭ですね、お伺いしておきたいなと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これから検討を進めるわけでありましてけれども、例えばことしの9月には市政報告にも申し上げましたように市内の伝承芸能、これを一堂に会して小滝で開催をしまして、それには由利本荘市からと遊佐町からも協力を得ながらその伝承芸能祭を開催しているいろいろ知ってもらおうということもございますけれども、私とすればこれから条例等つくるのかどうかは別にしても、振興計画の中ではやっぱりいろいろな他分野との連携の中で都市戦略としてやっぱり発信していくべきだろうと思います。これもやはり都市戦略としての発信は観光にもつながることありますし、また、教育関係の育成にも私はつながると思っておりますので、そうした先進事例などを踏まえながらよく検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） わかりました。いずれ片肺飛行はできないわけですから、両方、両面からとらえていくということは当然だと思うんですが、ただ、そのとらえ方です。例えば三重県のようにですね、もう最初の文化というものの定義づけから始めて、例えば「文化力」という言葉をみずから創造し、すべての政策の基本ベース、まるでアセスメントのようにすべての行政施策の執行のアセスメント的な要素で必ず最初に文化的な取り組みをどうするか。例えば道路をつくる時だって、その道路は文化景観との兼ね合いはどうするかとか、建物をつくる時だってそこにどのよう



に文化的なものを、景観的なものとかも含めて落とし込むのかというようなことを基本ベースにしてやっているというところもあります。このようなところがやはり見えてこない、なかなか芸術文化に対して市がどのように取り組んでいるのかというのが市民には見えてこないのかなというふうに思います。

今回のまず一般質問、なぜこのような一般質問をしたかということについてですが、やはりまた蒸し返すようなことになりますけども、一つにはやはり文化施設の問題が私には頭にあります。確かに合併においてですね、金浦地区に文化施設を建設するということが盛り込まれました。それは合併前の3町におけるアンケート結果において、旧町民が望む施設、望むもののトップとして文化施設がやっぱり挙がっていたということが、あの合併協定の項目の中に入ってきた理由だというふうに思います。それが私逆にですね、市の文化芸術に対する基本理念というものが見当たらない中で、ただ文化施設をつくるということだけが前面に出してしまったものですから、私は市民の方々の中に箱物行政ではないかという意識を芽生えさせてしまったのではないかというふうにとらえています。ついこの間のものもありましたから、芭蕉記念館の問題も私はしかりだと思ってます。市民の間には確かに芭蕉記念館、芭蕉的なものに対する - 芭蕉を顕彰するような、展示するようなものがほしいというのは前々から、旧町時代からありました。ただ、それがどうしても市の文化行政といいましょうか、その基本理念というものとリンクが見えてこないものですから、どうしてもうまくかみ合わずにあのような結果になったのではないかなというふうに私は見ております。今後ですね、やはり文化施設について市長は先送りということにありますので、文化振興に関する条例等、あるいは基本計画、あるいは振興ビジョンをつくって、そのためにその文化施設が必要なんだということが市民に感じられるような取り組みが私は必要ではないかというふうに思っています。ですから今先送りしたということは、逆に考えれば当局にとっては時間的猶予を与えてもらったというふうに考えられますので、この問題がなくなったわけではないわけですから、もう一度原点から立ち返ってこの問題に取り組んでもらいたいというふうに思っております。市長にその部分について答弁いただいて終わりにしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 文化行政のビジョンを描くということになりますと、文化芸能の基盤をどうつくっていくかということが一つあると思います。それからもう一つは、都市戦略としてどう発信していくか。私は大きな柱としてはこの二つだと考えております。したがって前段でお話のありましたように、道路を一つつくるにしてもこの中でやっぱりちゃんとした形で位置づけをして景観を損なうような形にならないように、やっぱり取り組んでいかなければならないだろうと思います。ですから、これは市川議員がお話のように総合的な文化活動を進める上でベースになるものではないかなと思っておりますから、こうしたことも含めてこれから検討をさせていただきたいと思っております。

【3番（市川雄次君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

午前 11 時 34 分 休 憩

午後 1 時 01 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次に、12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 4 点にわたって一般質問をすることにします。

1 点目は、住宅リフォーム制度の問題です。

秋田県は、3 月から住宅の増改築・リフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設し、既に受け付けを始めています。この制度は、住宅リフォーム工事費の 10%、上限 20 万円を助成するもので、工事費 50 万円以上で県内に本店を置く建設業者等の施工が対象となっています。対象戸数は 7,000 戸。2011 年 3 月までで 12 億 6,000 万円の予算、このようになっています。これは、昨年 12 月議会で日本共産党山内梅良県議会議員の住宅リフォーム助成を県として実施するよう求めた質問に、佐竹知事が「検討する。直接補助は住宅リフォーム促進に有効だ。」と答弁していたものです。都道府県段階でこの種の住宅リフォーム助成制度は全国で初めてというふうに言われております。この住宅リフォーム制度は横手市や三種町で既に実施しており、地域の事業者や住宅改修者に喜ばれ、そして地域振興にも役立っている、このように報道されております。横手市の場合は「リフォーム補助に申し込み殺到」との見出しで、さらに「雇用の創出に期待も」、あるいは「追加補正提案」などとも報道されています。私は 09 年、昨年 9 月議会でこの件について質問し、12 月議会でも会派代表質問で取り上げました。そうしているうちに県でこの制度をつくることになり、にかほ市としても県の制度に上乘せ助成をすることになりました。大変よかったというふうに思っております。

そこで、この住宅リフォーム制度と関連しますが、市で実施している耐震改修の件数はどのようになっているかお尋ねします。また、省エネ住宅の実施状況はどうなっているか。

太陽光発電については、実績が時間的な問題もありそんなにかもしれませんが、前に聞いた話では県の補助助成を受けて数件進んでいると、こういうことがありましたが、現状について質問します。

3 項目目は、実施するということで予算化もされていますので、予算の出どころとして国の経済危機対策臨時交付金によるものかどうかということ。また、申し込みの窓口が基本的には振興局というふうになっていますけれども、建築関係団体も含まれているようです。もし、にかほ市の場合どんな団体になっているか、もしわかりましたら、これは通告しておりませんでしたのでわかる範囲で答弁をお願いします。

二つ目、要介護の人に障害者認定書交付推進をということで質問します。

高齢者にとって現在年金は減らされる一方で、国保税などの各種税金、介護保険料、医療費など

の負担は重くなっています。また、民主党が廃止するといっていた後期高齢者医療制度は先送りされ、2年ごとの保険料見直しでは、秋田県の場合、平均約1,000円の引き上げ、このようにされています。私は今ある制度を生かして幾らかでも高齢者の負担を減らすことのできる障害者控除の制度適用をすべきだと思い、07年3月、そして12月に要介護の人に障害者控除の勧めをすべきだというふうに質問しておりました。また、要介護の人が市から障害者認定を受けることができれば障害者控除の対象となり、税金の控除を受けられるということがあるからです。当時はまだ障害者の認定が極めて少ない状況でした。市としては広報で「介護にかかわる税控除」として知らせております。この点では評価しています。

現在、要介護の段階別人数と障害者の認定を受けている人はどのようになっていますか。既に配付されておりますので、この点についても説明を求めます。

また、要介護の人が障害者控除を受け税負担が軽減されている事例、これが二、三、モデルとしてあれば、受けとめる側が身近に感じるのではないかと、こういうふうに思いますので、もし示すことができたならモデル数件を答弁してもらいたいというふうに思います。

制度について周知の仕方がなかなか十分でないとは考えていますけれども、先ほどもらった一覧表でも極めて少ない認定の人数というふうになっています。したがって、一人一人に通知などをしていく、このようなもっと申請しやすい、あるいは申請できる方法を検討しているかどうかお尋ねします。

次、大きい3点目にいきます。農業者戸別所得補償制度の問題点、そして市として支援策を取ってほしいということで質問します。

新しい政権は農業者戸別所得補償制度を推進しています。しかし、農家の家族労働を80%しか対象にしていない。あるいは麦や大豆、雑穀、野菜などの生産助成が全国一律にされ、減収地域が出るなど問題があります。今までの産地づくり交付金は大豆など、確か反当たり6万5,000円、隣の由利本荘市は5万5,000円程度というふうに聞いておりますが、集落営農など、このことで支えてきたわけです。新しい政策では全国一律で、大豆、麦が3万5,000円、そして助成の引き下げとなると生産意欲を失わせ、せっかく整備した機械や施設もむだになるとの声もあります。このように農家の皆さんからは不安や心配だ、あるいは大臣の発言などもあったように怒りの声なども聞かれています。

このような状況から、秋田県では農業支援策として5億円の予算を盛り込みました。大豆やそばなど助成水準が低下している転作作物への支援には3億5,000万円などとしています。また、民主党の政権では、日米FTA — 自由貿易協定を推進するとしており、もしこれが推進され完全自由化などになったら、日本の米は10分の1になってしまう、食糧自給率は12%に落ち込む、このような試算もあります。

そこで、この農業者所得補償制度の問題点、これを端的にお答えください。

二つ目に、先ほども言いましたが県で5億円を計上しましたが、市としても独自の緊急支援を行うべきだと思いますが、どうでしょうか。ちなみに横手市では、従来の国の助成金交付額が減る転作作物を栽培する市内の農家への緊急支援策としては、総額確か4,040万円ほどを助成する、この

ような報道もあります。

最後の4番目ですが、教育条件・環境整備と学力テスト「希望」への変更について。

子供たちの健やかな成長のためには、よりよい教育環境・条件が必要ですが、現場の声を聞いて努力されていることは確かに認められます。

一つ目に、同僚議員の先ほど来の質問にもありましたけれども、学校図書館への司書助手の配置、これはすべての学校に配置するというふうなことも答弁していたようですが、その確認をしたいというふうに思います。

二つ目に、臨時校務員の勤務日数が先ほど来一覧表で示されておりますが、これについても簡単に説明をしてください。

三つ目に、新年度で院内小学校の体育館の耐震補強工事、これが予算化されているわけですが、順次進めてはきているはずなんです、学校耐震補強等の進行状況が現在のところどのようなところまで進んでいるか、この点についてお尋ねをします。

四つ目に、就学援助費補助制度については同僚議員に答弁しておりますので、広報あるいはたより、懇談会、新入生の保護者へ、前年度までの該当者に手紙でやるなどというふうにいる手だては述べられましたが、実際問題として何をどうやっていこうとしているか、これがもしわかりましたら周知徹底の中身、そして最もいいと思う方法なども改めてつけ加えて述べてもらいたいと思います。

最後の質問は、これは前の議会で - 12月議会で抽出以外であれば参加を希望しないというふうに答弁していたわけですが、その後、非公式の場で変更があったということで報告は受けております。しかし本会議で答弁したことが、その非公式の場で変えられてそのまま進行していくというのでは、議会に対する答弁が別の場所で変更されたままになっていくというのでは整合性に欠けていく、また、その後、変わったままで進行していくというのではおかしいのではないかと思います。あえてこの点については質問をするというふうにしましたので答弁をお願いします。

以上、4点について質問します。

副議長（山田明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、市で実施しております耐震改修の件数でございますが、木造住宅耐震改修補助事業の補助申請件数は2月現末で、耐震診断が8件、耐震補強設計が1件、耐震改修が1件となっております。当事業内容を市民に周知徹底するためにチラシを作成し、全戸配布し、また、広報に掲載してPRをしておりますが、今後とも継続してPR活動を進めてまいりたいと思っております。

次に、省エネ住宅、太陽光発電設置の実施状況でございますが、太陽光発電設備、省エネ住宅整備の助成については、平成22年度においても国及び県の助成制度は継続されることになっております。国の助成金は1キロワット当たり7万円と変わりはないようでございますが、県の助成金は各市町村でも上乘せ分として助成していることがふえてきているということで、1キロワット当たり6万円から5万円に若干減額されるようでございます。

平成 21 年度の県の補助金申請受付状況を確認いたしましたところ、平成 22 年 2 月 1 日現在、県内では 337 件加えました。そのうち、にかほ市分としては 8 件ということであります。県内の各市町村の状況を確認しますと、既に助成制度のある秋田市など 3 市町村に加え、平成 22 年度においては由利本荘市や当市を含めて 3 市が計画を進めているようでございます。にかほ市としては、国・県の上乗せ分として 1 キロワット当たり 4 万円の助成で、1 件当たり通常 4 キロワットを標準にしていることから 16 万円の助成となります。平成 22 年度の予算には 10 件分が計上されておりますが、補助対応件数については活用状況を見ながら予算対応してまいりたいと思っております。今後は地球に優しい自然エネルギーとしての太陽光発電システムの利用促進を目指しまして、由利本荘市と共同で研修会などの開催を計画してまいりたいと思っております。

次に、県の住宅リフォーム緊急支援事業を生かして市としても住宅リフォーム助成制度をつくるべきとの御質問でございますが、市政報告でも申し上げましたが、平成 22 年度において市民の住環境の向上と経済危機対策として住宅リフォーム支援事業を実施したいと考えております。

これまで住宅リフォーム制度については、さきの 12 月定例議会でも申し上げましたように、耐震改修事業や省エネ住宅、太陽光発電整備の助成に力を入れていきたいということから市単独の住宅リフォーム制度の新設については考えておりませんというふうにしてお答えをしておりました。しかし御指摘のように、1 月に県が県内経済の活性化と居住環境の質の向上を図るために住宅リフォームの支援を行うことが決まったことから、市としても県と一緒に取り組むことによってより大きな経済効果が生まれるだろうということを判断いたしまして、当初予算に計上をしたところでございます。この支援事業は、県の住宅リフォーム緊急支援事業の補助対象となる住宅の増改築・リフォーム工事で、かつ市内の建設業者が施工するものを対象にし、その対象となったものに市が補助金を上乗せするものでございます。内容としては、10 万円を限度に工事費の 5% を補助し、新年度では対象戸数を 100 戸、1,000 万円を見込んでおりますが、これも利用状況によりまして対応してまいりたいと思います。それから、これはあくまでも単独事業で実施するものであります。市単独事業で実施するものであります。今後、皆さんにこれらの制度を活用されるよう PR 活動に努めてまいりたいと思っております。

また、選挙公約で介護保険適用外の高齢者住宅バリアフリー化助成を掲げております。これも市政報告で申し上げましたように、65 歳以上の高齢者がいる世帯を対象として、手すりの取り付けや段差の解消など住宅のバリアフリーを行う場合に市単独事業で 2 分の 1、上限 10 万円を助成することとしております。当初予算に高齢者住宅バリアフリー改修補助事業として 50 世帯分、500 万円を計上しておりますが、これも同様に活用の状況を見て対応してまいりたいと思っております。

以上申し上げましたが、住宅関係だけで耐震改修工事、太陽光発電設備、省エネ住宅整備の助成、住宅リフォーム支援、そして高齢者住宅バリアフリー改修工事の 4 つの住宅政策を実施することになりますが、これらについては市の建設業協会や技能組合と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと思っております。

なお、引き続き市が発注する工事で分割できるものは、なるだけ分割して小規模修繕登録業者に

仕事をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、戸別所得補償モデル事業の問題点と市としての支援策でございます。

初めに、この制度の問題点についてでございますが、平成 22 年度の戸別所得補償モデル事業は、平成 23 年度から本格実施される米・麦・大豆等の販売価格が生産費を下回る農産物を対象とした戸別所得補償制度の実施に向けて検証するものでございます。平成 22 年度は米と戦略作物への直接助成を実施し、事業の効果や円滑な事業運営を検証するためのモデル対策でもございます。また、単価設定も制度を実施するためのものでございまして、全国を対象に一律にしていることから、地域によっては助成単価が激減することで生産現場において戸惑いの声も伺っております。しかし、平成 23 年度の本格実施に向けたモデル対策の実施によっていろいろと出される課題などは、本格実施に向けて検討修正され、しっかりとした制度が設計されるものと思いますので、現時点でこの制度の問題点を指摘する時期ではないのではないかなというふうにして思っております。

ただ、御質問ありましたようにこの戸別所得補償によって F T A と連動するような考え方とすれば、やはり政府与党が掲げる自給率の向上、こういうことには反することでありまして、やはり政府与党においては慎重な対応をしていただきたいと思っております。

次に、市独自の支援策についてでございます。

平成 22 年度のモデル対策の一つである水田利活用自給力向上事業は、自給率向上のための戦略作物等への直接助成を行うものでありますが、先ほど申し上げましたように単価については一律であります。そして、これまでの産地確立交付金において高単価を設定してまいりました。例えば、大豆についてはブロックローテーションをした場合は 10 アール当たり 6 万 5,000 円、これは国が最初に示した段階では 3 万 5,000 円というふうな単価になっております。そのようなことで単価が激減することになりますが、このことから国では平成 23 年度からの本格実施に向けて円滑な移行を図るために平成 22 年度は激変緩和策が講じられることになっております。

また、県でも御指摘のように制度に即した地域水田農業を速やかに確立するため、独自の支援策を講ずることとしております。単価設定などの支援内容は、これまで県が国といろいろと協議してまいりました。— まいりましたが、ようやく決定をして今月の 3 日に共済細目と一緒に全農家に通知をしており、これをもとに今年の作付計画を立てていただくことにしております。支援の内容は、国・県の緩和策をあわせて現行の産地確立交付金の交付単価まではいきませんけれども

— いきませんけれども、それに比較的近い形で緩和措置がされております。したがって、市としてはこれらの緩和策により現行の作付体制を維持しながら、戸別所得補償モデル対策のメリットを多くの農家が受けることができるように市ぐるみでの取り組みを進め、平成 23 年度の本格実施に向けて円滑に履行できるように必要な支援策を講じてまいりたいと思っております。

他の質問については、教育長、担当部長がお答えをいたします。

副議長（山田明君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

教育長（渡辺徹君） それでは、教育条件・環境整備と学力テスト「希望」への変更についての村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校図書館への司書助手の配置についてであります。平成 22 年度から緊急雇用制度を活用しながら市内すべての小中学校に、2 校を掛け持ちとかではなく、フルタイム勤務で司書助手を配置することとし、予算計上をしております。

次に、臨時公務員の勤務日数についてであります。臨時校務員の勤務日数は、資料にございます資料 4 のとおりでございます。

なお、平成 22 年度予算は各学校により校地面積、校舎規模の違いなどを勤務日数に反映させ、さらに前年度の実績を踏まえ、日数に単価を乗じて算出しております。

次に、学校耐震補強等の進行状況についてお答えいたします。

学校の耐震診断及び補強工事については、第二次診断の結果により、早期に耐震化が必要とされる I S 値 0.3 未満の象潟小学校小体育館は今年の 7 月に、平沢小学校体育館はこの 2 月に補強工事が完成しております。また、院内小、小出小、釜ヶ台小・中学校の二次診断を実施し、院内小学校の耐震診断結果は、3 階建て校舎等の I S 値が 0.56、2 階建て棟が 0.69、体育館が 0.2 となっております。この診断結果により、体育館については早期に耐震補強工事を行うため、国に平成 22 年度補助採択を要望し、当初予算に工事費を計上しております。なお、小出小、釜ヶ台小・中学校の二次診断は今月の 19 日が耐震診断委託業務の完成期日となっており、診断結果により対応してまいりたいと考えております。

いずれにしても早期に耐震補強を行わなければならない I S 値 0.3 未満の施設については、平成 22 年度中に耐震補強を行い、I S 値 0.3 以上 0.7 未満の象潟小学校北校舎、院内小学校校舎棟については、今後、国に補助事業として採択要望し、早期に耐震化工事を実施したいと考えております。

次に、就学援助費補助制度について保護者に周知徹底ということですが、先ほどお話ししたわけですが繰り返しますと、制度を実施することは大変私も大事なことだと、重要なことだと考えております。それについては基本的には広報で知らせるということになるんですが、そのほかに、一つ目は、各校ごとに学校のいわゆる学校だより等で知らせる。二つ目は、学校でやる P T A の懇談会等で知らせる。三つ目は、小学校の新入学児童説明会の際に知らせる。四つ目は、幼稚園・保育園で連絡してもらう。五つ目は、前年度の対象者には手紙でお知らせする。こういう方法

— いろいろ方法があるわけなんです。やはり学校を通じて知らせるというのが大変確実に効果的な方法ではないかと。特に区切りのときです。幼稚園・保育園、そういうところでの連絡  
— 小学校に入るときの連絡ですね。それから小学校入学時の連絡。こういう区切りのときが大変大事になるのではないかと私は思っております。

次に、全国学力・学習状況調査の抽出調査対象外の希望の有無についてであります。

昨年 12 月の議会において、「10 月 30 日付で由利出張所より照会のありました平成 22 年度全国学力・学習状況調査の予算見積もりに関連した調査の回答の際、本市では抽出調査対象外の希望については「希望しない」と回答した。」と議会で答弁いたしました。しかし、その後、平成 22 年 1 月 5 日付の全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について、この照会の際には、前回の回答を変更して希望利用について「希望する」として県教育委員会へ報告して

おります。

今回の調査の総会において再検討するに至った理由は、一つ目は、希望利用における運用が非常に弾力的なものとなり、取り組みやすいものになったことであります。例えば、設置管理者が希望すれば抽出調査と同一の問題の提供を受けることができ、提供を受けた調査問題をどのように利用するかは学校設置者に任せられるというものであります。具体的には、実施日を市教育委員会、各学校で設定することが可能であり、また、各学校が独自に採点・集計をすることができるというものであります。

二つ目は、各校で採点・集計を行うに当たり、県教育委員会が結果分析のためのソフトを提供してくれることになったということであり、これにより、市教育委員会、各学校が容易に独自の目的に沿って幅広く活用することができるようになりました。

三つ目は、今回の調査において最終的には秋田県のすべての市町村が「希望する」との回答となりましたが、同じ問題をにかほ市の子供たちにも取り組ませるという教育の機会均等の面からも再検討する必要性を感じたところであります。市教育委員会では、抽出調査対象外の学校においても、いずれは全国学力・学習状況調査の問題を入手して各学校で取り組む予定をしていたところで、いっそ問題の提供を受けたほうが有益であると判断し、変更を考えたものであります。

また、市の教育委員会においては、希望調査への対応については随時報告し、教育委員の方々から了解を得ております。

なお、県教育委員会からは、抽出調査対象外で希望した場合でも結果分析のためのソフトの提供が受けられることや、ほかの市町村での希望状況の情報を得ております。以上でございます。

副議長（山田明君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（木内利雄君） 二つ目の村上次郎議員の御質問にお答えしたいと思います。

要介護の人に障害者認定書交付推進をという御質問でございますが、皆様のお手元に障害者控除対象者認定状況一覧表をお渡ししておりますので御覧いただきたいと思っております。御質問のありました要介護者の段階別人数と障害者の認定を受けている方についてでございます。

初めに、上の表の平成 20 年度の実績を御覧いただきたいと思っております。説明は網かけしている部分の合計欄になります。要介護認定 3 の方は 204 人おりましたが、うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 14 人でございます。それから要介護 4 の方は 184 人おりましたが、うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 21 人でございます。それから要介護 5 の方は 198 人おりましたが、うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 21 人でございます。合計といたしましては、要介護 3 から 5 の方は 586 人、うち障害者控除対象者認定者は 56 人で、要介護認定の約 1 割近くの方が障害者控除対象者認定を受けられております。

平成 21 年度につきましては下の表になりますが、2 月末現在の実績となっております。要介護認定 3 の方は 194 人おります。うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 19 人でございます。要介護 4 の方は 201 人おりますが、うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 21 人でございます。要介護 5 の方は 220 人おりますが、うち障害者控除対象者として認定を受けられた方は 16 人でございます。合計として、要介護 3 から 5 の方は 615 人で、前年度よりも 29 人



ほど増となっております。うち障害者控除対象認定者は 56 人で、2 月末現在ですけれども前年度と同じ人数となっておりますが、まだ申告の途中でもありまして、もう少しふえる見込みとなっております。きょうもたまたま認定申請があったようでございます。

次に、二つ目の御質問、障害者控除を受け税負担が軽減された方についてであります。平成 20 年度に障害者控除対象者として認定を受けられた 56 人の方のうち、実際に障害者控除を受けられた方は 55 人でございまして、1 人の方は控除を受けなくても税が出ない方であったためでございます。

障害者控除対象者として認定を受けた場合に、普通障害者の方は所得税 27 万円と住民税 26 万円の控除、特別障害者の方は所得税 40 万円と住民税 30 万円の控除を受けられることになってございます。

実例を実際に挙げてとの御質問でございますが、要介護度 3 の方で普通障害に該当されまして扶養されている方の場合、扶養している方の所得は 343 万 1,000 円の場合でございますが、扶養している老人が 2 人いる方の所得税は 5 万 6,700 円となります。控除を受けなかった場合よりも 1 万 3,500 円ほど軽減されます。また、この場合の住民税は 13 万 6,800 円となりまして、2 万 6,500 円ほど軽減されております。所得税と合わせますと 4 万円の軽減となっております。

次に、二つ目の例でございますが、要介護度 5 の方で特別障害に該当されまして扶養されている方の場合、扶養している方の所得は 284 万 8,000 円で、扶養は妻と老人 1 人の方の場合でございます。所得税は 2 万 1,900 円となりますが、控除を受けなかった場合よりも 2 万円軽減されております。また、この場合の住民税は 6 万 5,100 円で、3 万 5,000 円軽減されてございます。所得税と合わせますと 5 万 5,000 円の軽減となっております。

次に、障害者控除の制度の周知についての御質問でございます。

税法上の所得控除制度ではございますが、重度の介護認定を受けられた障害者の方の税負担を幾らかでも軽減していただくように、毎年申告の時期などに合わせまして広報などでお知らせするとともに市のホームページでもお知らせいたしておるところでございます。

一人一人に通知など、さらなる方法の検討をしているかとの御質問でございますが、要介護度 3 から 5 の認定を受けられておる方は 600 人以上おります。また、障害者手帳を持っておる方は、にかほ市に 1,800 人以上おります。このため対象者の特定が非常に難しいこともありまして、直接の通知につきまして現在はいたしておりませんが、特定することが可能かも含めて今後考えていきたいと思っております。

また、福祉事務所において障害者手帳を交付する際に、障害者の方が受けられるさまざまな控除等を記載したガイドブックをお渡ししながら、窓口で所得税の障害者控除などについても含めてお話し申し上げておるところでございます。また、担当のいきいき長寿支援課では、広報などによるお知らせのほかに介護保険に係る出前講座、あるいは集落などへの説明会、介護認定の更新の際などを活用いたしまして制度の周知に努めているところでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（山田明君） 12 番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初に、住宅リフォーム関係について質問します。

現在までの進んでいる状況というのはそんなに多くない、時間的な面もあると思います。しかし、耐震というのは診断を受ける、その費用もかかる。そしてさらに補強ということで費用もかかるということで、これは本当はもっと進んでいいのではないかと思うんだけど、必ずしもそうになっていないという状況です。ですから、これらの制度、さっき市長も4事業というふうにして進めているということですから、これらいろいろな機会にもっともっと周知をしていくというふうなことをやれば、自分はどこで受けようかというふうに変換の幅が広がるわけですから、そういう意味でもう少し宣伝、あるいは周知を工夫していく必要があると思いますので、その点について1点。

それからもう一つ、これは例えば技能組合等と協力しながら、連携しながらという答弁でしたけれども、受け付け、あるいは申請していく場合、振興局直接でなくとも地元の業者に頼んでといえればいいですか、そこを窓口にして申請できる状態になっているかどうか。そういう申請のしやすさもあるかと思うので、その2点についてお尋ねします。

副議長（山田明君） 市長。

市長（横山忠長君） 住宅リフォームの周知ということでございますが、当然、広報等には積極的に周知をしてみたいと思います。やはり実施するのは大工さんとか建設業者もあるでしょうし、そうした方々によく周知することが大切ではないかなというふうにして思っております。県の関係についての窓口は地域振興局、ここがなろうと思いますけれども、一本化は難しいと思います。県は県、市町村は市町村という形になるのではないかなというふうにして思っております。今、にかほ市では都市整備課 — 建設部の都市整備課の方というような形を考えておりますが、ただ、4月1日以降、組織機構をやって建設課と管理課の2つに分けるような組織機構の見直しをやる予定でございますので、管理課にするか、あるいは建設課にするか、これはこれから検討してみたいと思います。

副議長（山田明君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一番のリフォームについては、申請しやすい、受け付けやすい状況をぜひつくってほしいと思います。

二つ目の障害者認定の問題ですけれども、これは前、07年に質問した場合と、その当時の人数とほとんど変わっていないと — 申請している人数がほとんど変わってない。つまり申請していない状態がずっと続いている、こういう状態です。例えば07年12月には要介護3の人が申請して認定されているという人が13人、それから要介護4の人が32人、要介護5の人が23人、68人でした。いろいろあって変化はあるわけですが、ですから、そのころから見てもほとんど認定を受けている人がふえていない、こういうふうに言えると思うんです。その当ても広報には掲載している。それからマネージャーの皆さんにも地域包括会議で申請手続に説明し、周知徹底をお願いしたというふうに言っておりますし、被保険者に65歳以上になった場合、納付通知書発送の際に説明書を同封。あるいは介護3以上の新たな認定者に対する被保険者証の送付の際に説明書を添えるというふうなことを答弁しているわけです。ですけども、それがどの程度行われたかというこ

ともあるんですが、このまま続けていっても恐らく認定申請の数はふえないのではないかというふうに思うので、人数は結構多くおります。さっき言った600人いるとか、1,800人いるとかというふうな話ですけれども、やはり一人一人に具体的に申請をすればこうなるんだと、さっきのモデルの例もありましたけれども、これだけ結果的には、申請しないばかりにこれだけ多く負担しているということにも考えられるわけです。ですから、難儀している人たちの税の軽減にもつながるわけですから、ぜひ一人一人について通知申請するようにやれないかどうか。ちなみに、これは三種町の場合、07年度の段階でも、そのときも言ったと思うんですが、対象者が637人おったと。それに対して全員に申請書を送ったと。そのうち489人が申請し、全員認定書の交付を受けている、こういう状態です。この率で言うと76%が認定を受けているわけです。そうすれば何らかの形で、さっきモデルで出されたように4万円の軽減、あるいは5万5,000円の軽減ですか、こういうふうに軽減されることにつながるわけです。ですから、もっと徴税のほうはそれなりに徴税の努力をしようと思うんですが、軽減することにつながる認定申請についてはもっと個々にやる必要があると思うんですが、その点について答弁を求めます。

副議長（山田明君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（木内利雄君） 認定の周知についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり対象者がかなりの人数になってございますので、今現在は行っておりませんが、検討をさせていただきたいと思えます。

副議長（山田明君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） かなりの人数といいますが三種類の例で637人、全員に通知してるわけです。ですから、把握したらすべての人に申請をしてほしいと。軽減をしていくという立場で、ぜひこれを進めてもらいたいと思えます。それで広報やホームページ、これもいいかと思えます。そしていろんな機会にガイドブックなども入れてあるといっても、ガイドブックといってもなかなか見てもぱっとはわかりにくい、そういう状態です。ですから、こんな軽減の例があるというふうに例を付して、ぜひ申請してもらいたいと思えます。再度その点お願いします。

副議長（山田明君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（木内利雄君） 実際この控除の対象となる方は、村上議員さんが御質問されておりますように要介護度3から5の方でございますので、この方々について周知の方法、個人個人にできるかどうか、これを検討させて、なるべく早い機会に、できれば来年度から実施してまいりたいと、そういうふうに考えます。

副議長（山田明君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の件、ぜひ進めてもらいたいと思えます。

4項目目の教育条件・環境整備関係について質問します。

学校図書館への司書助手は、緊急雇用でフルタイムを進めるというふうな答弁でしたので大変よかったです。

そこで臨時校務員の勤務日数の一覧をもらいましたけれども、それでは司書助手の勤務の日数、こういうものについては校務員とは仕事の性質が違うので一概には言えないと思えますが、この司

書助手の勤務日数等がわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

副議長（山田明君） 教育次長。

教育次長（佐々木義明君） 司書助手の勤務日数ということでありましたが、この司書助手についても各校まちまちであります。各校のデータは今持ち合わせておりませんので、後ほど提出したいと思います。

12番（村上次郎君） この司書助手も子供がいるときだけという勤務日数では、恐らく前後の準備その他によって大変、子供との対応だけで終わりというのでは困ると思うわけで、その図書の紹介、あるいは紹介のいろいろなポスターをつくるとか宣伝用の文書をつくるとか、あるいは放送する原稿をつくるとかいろいろあるわけです。そしてまた、終われば本の修理とか整理とか仕事がたくさんあるので、学校の要望も聞きながらぜひこれは勤務日数を狭めるということではなくて、できるだけふやすというふうにしてもらいたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

副議長（山田明君） 教育次長。

教育次長（佐々木義明君） お話、まことにそのとおりでございます。学校等とも相談しながら、できる限り学校の希望に沿った形の勤務日数としたいと考えております。

副議長（山田明君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、就学援助費の関係です。これは、まず広報に出しているということは、これは大変いいことだというふうに思いますので、これは引き続きやっていくべきだと思いますし、場合によってはホームページも今いろいろ豊富な内容になってきておりますが、そこにも入っているという状況もつくればいいと思います。

そこで、たしか秋田市あたりは保護者全員にチラシを渡すというふうなこともやっているようです。ですから、これは学校ごとの学校だよりもそれぞれの形で載せるというのも、それは親しみやすいので目に入りやすいという点では利点があると思います。しかし、教育委員会で全部こういうふうなものがあるということを年度始めなどに知らせていくと、こういうことなども考えてもらいたいと思いますが、その点と、もう一つは、広報に出ているのは何月何日まで申し込んでくださいというふうに締め切りがあるような感じになってます。ところが現実の問題としては、途中でリストラにあったとか、あるいは単身赴任させられるとかいろいろ条件が変わっていくわけです。ですから、本来であればこれはいつでも受け付けはできる、こういう制度なわけですから、そういうことについても配慮した通知が必要だと思うんですが、その2点についてお尋ねします。

副議長（山田明君） 教育長。

教育長（渡辺徹君） その点については、一番あれなのが小学校に入学するときに、そのときにやっぱり保護者にそれを通知と一緒に伝えるといいですか、これが効果的なんではないかと考えております。したがって、そういう機会を活用しながら周知を図っていきたいというふうに思っております。

副議長（山田明君） 教育次長。

教育次長（佐々木義明君） 年度途中のことですけれども、現在も年度途中に申請があった場合、

受け付けまして、審査いたしまして、教育委員会に諮って認定しているような状況であります。質問いただきましたけども、現在もやっておりますということで御理解願いたいと思います。

副議長（山田明君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） やっぱり子供たちを取り巻く環境が変われば、それに対応して子供たちにはできるだけ不便をかけないで学習できると、こういうのが基本的な姿勢だと思いますので大変いいと思います、よかったです。

そこで話ちょっとまるっきり違うので答弁できたらお願いしたいんですが、実は就学援助費というのは、もとは確か国が2分の1出していたものを一般財源化するというふうなことで、これもこの点でも本当はこれを実施する側としては大変難儀をする、こういうことだと思いますが、その点については心配ないかどうかということを経済委員に質問して終わります。

副議長（山田明君） 教育次長。

教育次長（佐々木義明君） その心配としては、私どもかかわる者としては特に心配はしてないです。今までも財政的な措置も特にカットになったということもありませんでしたので、今後もないだろうと思っております。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

副議長（山田明君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時59分 散 会

